

食料品価格高騰対策事業(介護サービス)支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 滋賀県知事（以下「知事」という。）は、食料品価格高騰に伴い、これまでどおりの栄養バランスや量を保った食事提供を維持するために負担が増えた社会福祉施設等を運営する事業者（以下「事業者」という。）に対し支援金を支給するものとし、その支給については、この要綱の定めるところによる。

(支給の対象)

第2条 支援金の支給対象は、令和7年度に下記の事業を実施している事業者とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）による指定または許可を受け、県内で介護サービスを提供する事業者のうち、同法第51条の3第1項で規定する特定介護保険施設等および同第61条の3第1項で規定する特定介護予防サービス事業者
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）による指定または許可を受け、県内で介護サービスを提供する事業者のうち、同法第20条の4で規定する養護老人ホームおよび同第20条の6で規定する軽費老人ホーム

(支援金の支給額)

第3条 支援金の支給額は、別紙1～2の額とする。

(支援金の申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする事業者は、食料品価格高騰対策事業(介護サービス)支援金申請書兼請求書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に申請事業所一覧表（様式第2号）と口座振込依頼書（様式第3号）を添えて提出するものとする。また、申請は1法人1回限りとする。

(申請の期限)

第5条 支援金の申請期限は、知事が別途定めるものとする。

(支援金の支給)

第6条 知事は、事業者から申請があった場合は、その内容を審査し適当と認めたときは、支援金を支給し、その内容を事業者に通知する。

(支援金に関する周知等)

第7条 知事は、食料品価格高騰対策事業(介護サービス)支援金の支給にあたり、対象事業者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、メールその他の方法により事業者への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第8条 知事が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、事業者から第5条に定める申請の期限までに第4条の規定による申請が行われなかった場合は、対象事業者が支援金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 知事が第6条の規定による支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、滋賀県が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、対象事業者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第9条 知事は、支援金の支給を受けた後に対象事業者の要件に該当しないことが明らかとなつた事業者または偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けた事業者に対して、支給を行つた支援金の返還を求める。

(受給権の譲渡または担保の禁止)

第10条 支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この要綱の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年1月20日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

なお、従前の要綱については廃止する。

付 則

この要綱は、令和7年11月11日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別紙1 第2条（1）の事業者の支給額

1 支援金の支給額は、次の各号により算定された金額の合計（千円未満端数切り捨て）とする。

（1）上期（令和7年4月1日～9月30日）

1日あたり101円（3食分）に、令和7年4月1日から9月30日までの特定入所者介護サービス費および特定入所者介護予防サービス費（補足給付）の給付件数に1／2を乗じた額とする。

また、上期中に事業を開始、休止、廃止または定員変更した場合も同様とする。

（2）下期（令和7年10月1日～令和8年3月31日）

1日あたり101円（3食分）に、基準件数を乗じ、1／2を乗じた額とする。

なお、基準件数は、令和7年4月1日から9月30日までの特定入所者介護サービス費および特定入所者介護予防サービス費（補足給付）の給付件数とする。

また、上期から補足給付の給付件数が大幅に増減する場合や下期中に事業を開始、休止、廃止または定員変更した場合は、サービス提供実施期間・日数に応じて別途、支給額の算定を行う。

別紙2 第2条（2）の事業者の支給額

1 支援金の支給額は、次の各号により算定された金額の合計（千円未満端数切り捨て）とする。

（1）上期（令和7年4月1日～9月30日）

1日あたり101円（3食分）に、延べ入所者数を乗じ、1／2を乗じた額とする。

（2）下期（令和7年10月1日～令和8年3月31日）

1日あたり101円（3食分）に、基準件数を乗じ、1／2を乗じた額とする。

なお、基準件数は、令和7年4月1日から9月30日までの延べ入所者数とする。

また、下期中に事業を開始、休止、廃止または定員変更した場合はサービス提供実施期間・日数に応じて別途、支給額の算定を行う。